

令和3年度

羽曳野市財政健全化及び
経営健全化審査意見書

羽曳野市監査委員

羽 監 第 221 号

令和4年8月5日

羽曳野市長 山入端 創 様

羽曳野市監査委員 谷 干 城

羽曳野市監査委員 黒 川 実

令和3年度決算に基づく羽曳野市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

令和3年度決算に基づく 羽曳野市財政健全化審査意見

第1 審査の対象

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和4年7月27日～令和4年8月5日

第3 審査の手続

この財政健全化審査は、羽曳野市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

| 健全化判断比率 | 令和3年度 | 令和2年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|------------|-------|-------|---------|--------|
| ① 実質赤字比率 | — | — | 12.10% | 20.00% |
| ② 連結実質赤字比率 | — | — | 17.10% | 30.00% |
| ③ 実質公債費比率 | 3.6% | 4.7% | 25.0% | 35.0% |
| ④ 将来負担比率 | — | 5.4% | 350.0% | |

(注) 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額がない場合は、「—」を記載している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

早期健全化基準は 12.10%であるが、本市においては令和3年度の実質赤字額はなく、国の示す基準では財政の健全段階の範囲となっている。

② 連結実質赤字比率について

早期健全化基準は 17.10%であるが、本市においては令和3年度の連結実質赤字額はなく、国の示す基準では財政の健全段階の範囲となっている。

③ 実質公債費比率について

本市における令和3年度の実質公債費比率は 3.6%で、前年度に比べて 1.1 ポイント改善した。また、引き続き早期健全化基準の 25.0%を下回っており、国の示す基準では財政の健全段階の範囲となっている。

④ 将来負担比率について

早期健全化基準は 350.0%であるが、本市における令和3年度の将来負担額はなく、国の示す基準では財政の健全段階の範囲となっている。

(3) 是正改善を要する事項

上記4つの指標については、すべて国の示す基準では財政の健全段階の範囲となっており特に指摘すべき事項はない。前年度と比べると実質公債費比率はやや改善され、将来負担比率も改善され算定されなくなったものの、本市財政を取り巻く環境は今後も厳しい情勢が続くと予想され、引き続き財政健全化に向けた取り組みを進められたい。

羽 監 第 222 号

令和4年8月5日

羽曳野市長 山入端 創 様

羽曳野市監査委員 谷 干 城

羽曳野市監査委員 黒 川 実

令和3年度決算に基づく羽曳野市経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された令和3年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

令和3年度決算に基づく 羽曳野市経営健全化審査意見

第1 審査の対象

令和3年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和4年7月27日～令和4年8月5日

第3 審査の手続

この経営健全化審査は、羽曳野市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率

| 会 計 の 名 称 | 令和3年度 | 令和2年度 | 経営健全化基準 |
|-----------------|-------|-------|---------|
| ① 水 道 事 業 会 計 | — | — | 20.0% |
| ② 下 水 道 事 業 会 計 | — | — | 20.0% |
| ③ と 畜 場 特 別 会 計 | — | — | 20.0% |

(注) 資金不足比率がない場合は、「—」を記載している。

(2) 個別意見

① 水道事業会計について

経営健全化基準は20.0%であるが、本会計の令和3年度において資金不足が生じていないため、国の示す基準では財政の健全段階の範囲となっている。

② 下水道事業会計について

経営健全化基準は20.0%であるが、本会計の令和3年度において資金不足が生じていないため、国の示す基準では財政の健全段階の範囲となっている。

③ と畜場特別会計について

経営健全化基準は20.0%であるが、本会計の令和3年度において資金不足が生じていないため、国の示す基準では財政の健全段階の範囲となっている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。